

掛川市教育委員会規則第4号

掛川市海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年1月24日

掛川市教育委員会

教育委員長

(別紙)

掛川市海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市海洋センター条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の2から第5条までを削る。

第6条第1項中「様式第4号」を「様式第1号」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「様式第5号」を「様式第2号」に改め、同条を第5条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第3号までを削る。

様式第4号中「第6条関係」を「第4条関係」に、「第6条第1項」を「第4条第1項」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第5号中「第7条関係」を「第5条関係」に、「第7条の」を「第5条の」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。